

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	カレン州ラインブエ地区において、障がいに対する理解促進と障がい者へ配慮した地域開発を通して、障がい者の地域社会への参画が促進される。
(2) 事業の必要性 (背景)	<u>(ア) ミャンマーにおける障がい者を取りまく環境</u> ミャンマー国政府が 2014 年に実施した国勢調査によると、ミャンマーにおける障がい者の割合は全人口の 4.6%にあたり、その人数は約 230 万人とされている。しかし、同国では障がい者登録制度が未整備であり、各州の行政機関には障がい者に対する福祉制度を担当する部署が設置されていない。そのため、それぞれの地域や村単位における障がい者の実態はほとんど把握されておらず、この調査結果には反映されていない障がい者が数多く存在することが当会が行った事前調査から明らかとなっている。ミャンマー政府は 2011 年に障害者権利条約を批准し、2015 年 6 月には「障がい者権利法案」を議会承認するなど、障がい者への支援体制の整備に向け動き出してはいるが、具体的な成果を出すには至っておらず、現在も障がい者を支援する仕組みは一部の医療機関でのサービスや障がい者向けの学校を除き、ほとんど整備されていない。また、制度が作られても実施する州や地区といった当事者に近い行政機関における理解、体制づくりが進んでいない現状では実効的な制度運営は期待できない。こうした状況に応えるべく、NPO 団体や現地の当事者団体が独自に支援を行っているが、その数や規模はまだ小さく、また、障がい者の実態把握が不十分なためにそれらの限られた支援さえも当事者まで十分に届いていない状況である。特に紛争が続いた地域や都市部から離れた地域ではその傾向が強く、早急な実態把握とそれに基づいた支援体制の整備が求められる。 さらに、地域社会においては障がい者に対する誤解や偏見が一部に残っており、差別や障がい者およびその家族の孤立を助長している。同国で広く障がい者支援を行っている国際 NGO レプロシー・ミッション・インターナショナルのミャンマー支所が 2015 年に障がい者支援の関係者 1,285 人を対象に行った障がい者支援に関するアンケート調査では、障がいを理由に就労や、地域の意思決定への関与が制限される事例が報告されており、障がいが原因で公正な社会参加の機会が妨げられている実態がある。このように、障がい者の権利を守り、適切な支援を行うためには、当事者への支援の充実だけでなく、それを支える社会全体における理解の促進と障がい者を受け入れる素地を作り上げることが必要とされている。 <u>(イ) 持続可能な開発目標 (SDGs) での位置づけ</u> 本事業はミャンマーにおける障がい者の社会参画の促進を目標としており、SDGs における目標 10「各国内及び各国間の不平等を是正する」および、細分化ターゲットの 10.2「2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的、政治的な包含を促進する」に該当する。 <u>(ウ) 国別開発協力方針での位置づけ</u> 日本国外務省はミャンマーに対する国別開発協力方針を定めていないが、外務省資料「日本のミャンマー支援」において、「国民の生活向上のための支

援（少数民族や貧困層支援、農業開発、地域の開発）」を、ミャンマーの民主化および国民和解、持続的発展に向けた改革努力を後押しするための経済協力方針の重点分野の一つとして掲げている。ミャンマー国の発展において社会的弱者である障がい者が取り残されない社会基盤の整備を目指す本事業の活動内容はその方針に合致する。

（エ）事業地、事業内容選定の理由

カレン州ラインブエ地区はタイ国境に接し、1990年代後半までミャンマー国政府と民族武装勢力間の紛争の激戦地の一つであり、近年まで断続的に衝突が起こってきたため安定的な発展から取り残されてきた地域である。当会は、同地区内において障がい者に関する事前調査を実施し、対象とした9区58村の中から村内の障がい者数やその状況および生活インフラの整備状況などを基に3区15村を選定した。

当会が2015年8月に各村長への聞き取りを中心に実施した事前調査では、本事業の対象3区15村には207人の障がい者がいることが判明したが、調査前に地区行政機関に照会した際には把握されていなかった。このことは、障がい者を抱える世帯が障がいに関する適切な情報を得られず、支援からも取り残される危険性を示唆している。また、障がい者の家族同士がお互いの存在を認識せず、ほとんど交流がない状況であり、各世帯が孤立して障がい自体に関する苦労や、障がいに起因する介護や教育などの様々な悩みを抱えていることが明らかとなった。加えて障がい当事者やその家族への聞き取り調査では、地域住民の障がいに対する理解が乏しく、差別や偏見が残っていることが障がい児の学校中退や、障がい者の引きこもりなどの原因となっていることが判明した。また、障がい当事者やその家族も知識を得る機会を持たなかったために、多くの世帯で障がい者が適切な診断やリハビリを一度も受けず、補助具などの改善手段を講じずにいる状況である。

さらに、同地区内の複数の村においては基礎的生活インフラの面でも問題を抱えている。囲いが低く落下する危険性の高い井戸や、簡易な囲いと穴だけの不衛生なトイレの使用、約600名が通う学校の入り口の段差が大きく、付近の道路も未整備であるなど、障がい者の利用を阻害するだけでなく、子どもや老人などの弱者をはじめ、住民全員にとっても不便や危険を伴う喫緊の課題となっている。

こうした状況にもかかわらず、不安定な治安情勢が続いてきたため、カレン州内でも比較的情勢の安定している同地区においても、他国政府や国連、国際NGOの援助も限定的である。

（オ）先行事業との関係性

当会は2013年7月～2016年4月までの約3年間にわたり、ジャパンプラットフォーム「ミャンマー少数民族帰還民支援プログラム」の一事業として、カレン州ラインブエ地区マエ区内3村において、障がい者に配慮したインフラ整備、生活改善事業を実施してきた。これらの事業の成果として、インフラの整備では給水施設周辺を舗装し、障がい者にとっての不便さや危険性を軽減したことで、インタビューに回答した住民の90%から水浴びがしやすくなったとの回答を得ている。さらに、障がいに関するワークショップの実施後に現地スタッフが聞き取りを行ったところ、障がい者に対する健常者から

	の支援・介助が増え、孤立感が少なくなったという障がい当事者の変化の実感が報告されている。一方で、事業の実施を通してミャンマー国において障がい者支援が非常に手薄であることや、カレン州内で障がい者支援を行う団体が少ないことがわかった。本事業では、先行事業同様に地区住民の生活環境の改善を行う予定であるため、これまでの３年間で培った経験や知見、そして同地区行政機関や、州農村開発局、社会福祉局、少数民族地域開発局等の関連部局と築いてきた関係を活かした事業を実施する。
(３) 事業内容	本事業では、カレン州ラインブエ地区のチャーイン区、クンター区、カモカチュ区において、障がいに対する理解促進と障がい者に配慮した地域開発を通してこれまで支援の届かなかった障がい者の生活環境の改善を行うとともに、それらが州行政および地区行政にとって障がい者支援のひとつのモデルケースとして他地域へも普及することを目指し、以下の活動を行う。なお、実施に際しては各区長、村長および各区に組織されている村落開発委員会と調査段階から協働することにより、現地のニーズを的確に反映させるとともに、地域の理解と協力を得ながら活動を進める。 <u>(ア) 障がい者世帯連絡会の設立</u> 当会が行った事前調査の結果に基づき障がい者世帯を訪問して障がい者の性別や年齢および障がいの種類や程度、必要な支援についての一覧表を村ごとに作成し、各村で障がい者およびその世帯間で情報を共有し合う連絡会を設立する。一覧表作成作業に先立ち、当会の現地スタッフが事前に日本の障がい者支援の専門家から障がいの判定方法や障がい者およびその家族と接する際の注意点などの指導を受ける。各世帯の訪問に際しては当会スタッフだけでなく、各区の村落開発委員や村長などと同行することで、住民の部外者へ対する警戒心の緩和を図る。また、作成作業にあたり、家族の障がいに対する無理解から、障がい者の秘匿や障がい自体の不認知などによる登録漏れが懸念されるため、障がい当事者およびその家族に対して障がいに関する正しい知識の普及を同時に行う。 設立される連絡会のメンバーは障がい者とその家族および各区の村落開発委員によって構成し、障がい者世帯のみの閉鎖的な組織となることを避けるとともに、障がい者の情報が村落開発委員会においても共有される体制とする。なお、一覧表への登録および連絡会への参加については、当事者がそれにより不利益を被らないよう配慮し、事前に支援内容などの説明を十分行い、同意を得た上で進める。また、連絡会の設置後、必要に応じて理学療法士などの専門家から助言を受けながら、障がいの種類や程度に合わせて、補助具の供与を行う。加えて、隔月で連絡会の定期会合を開催し障がい者世帯同士の交流を図るだけでなく、合わせて障がいに関する知識を深めるための講習会を開催し、障がい者世帯相互の支援方法、補助具の使い方や維持管理方法、享受可能な支援の提供元を紹介するなど、障がい者およびその家族が自ら境遇を改善するための足掛かりを提供する。 作成された一覧表は当会と連絡会が管理することとし、個人を特定されない統計的な情報についてはラインブエ地区行政やカレン州政府と共有する。 <u>(イ) 障がいについての啓発活動</u> 未だに残る障がいに対する差別や偏見が障がい者の社会参加を阻害する要因となっているため、障がい者やその家族を含む地域住民全体に対して啓発

活動を行い、障がいに関する正しい知識の普及を図る。

(a) 啓発資料の作成

障がいに関する概要や主要問題、障がい者を取り巻く社会の障壁などについて記した啓発冊子やポスター、ノートブックなどを作成し、後述するワークショップやイベント、講習会で配付する。各資料の内容は住民の識字状況を考慮し、イラストなどを多用し、大人向けに冊子、子供向けには繰り返し利用されることを見込んでノートを配付する。

(b) ワークショップ/イベントの開催

事業地 3 区内 15 村を巡回し、障がい当事者とその家族、学校関係者や、地域住民を対象とした障がい問題に関するワークショップを行う。テーマとしては障がいの種類や障がい者を取り巻く社会の障壁といった基礎知識に加え、衛生状態、栄養バランス、交通事故、地雷被害などの後天的な障がいの原因およびその予防法を取り上げる。各村の人口に応じて実施回数を調整し、各回約 30 名から 60 名を対象に開催、年間で約 7,300 名が参加することを見込み啓発活動を行う。障がい者世帯連絡会の設立時期に合わせて地域住民全体を対象にした啓発ワークショップを実施することで、障がい者に重点を置いた支援の相乗効果を高めるとともに、事業後半に振り返りワークショップを実施し（添付資料ワークショップ実施詳細参照）、理解を促進する。また、国際障害者の日（12 月 3 日）に合わせてイベントを開催し、地域における障がいに関する理解の促進を目指す。

(c) 村のリーダー講習会の開催

対象地区において指導的立場にある区長、村落開発委員、各村長や学校の教師を対象に、各村の抱える具体的な課題やその対応策について協議するための講習会を開催する。同講習会では障がい当事者で啓発活動や自助組織の運営に携わる外部講師を招いて他地域での経験や知見について学び、受講者が各村における障がい者の現状を振り返る。その上で、障がい者を含む地域住民が安心して暮らすことのできる環境づくりについて考え、その実現に向けたアクションプランを策定する。

カレン州において、社会福祉局が障がい者啓発イベントを開催するなど、障がい者支援に対する関心が高まっていることから、事業後に行政担当者による障がい者支援の取り組みが拡充されるよう、関連部局、社会福祉局、ラインブエ地区事務所職員をワークショップやイベントへ招待して内容や手法についても積極的に共有を進める。

(ウ) 障がい者に配慮したインフラ整備

本事業対象の 3 区 15 村のうち、事前調査の結果に基づき、障がい者にとって日常生活で障壁となっているインフラ設備の改善例として、井戸の修繕、公衆トイレの設置と学校設備のバリアフリー化を行う。これにより、整備に携わる村落開発委員や地域住民が、障がい者にとっての障壁およびその対策について具体的に認知することによる啓発の効果を見込む。同時にバリアフリー化による各設備の利便性向上や危険性軽減という効果が、障がい者だけでなく地域住民にとっても直接的に受益する点についても理解を促す。具体的には、バリアフリー化を行う学校は現在 9 名の障がい児が通学しているが、事前調査では不就学障がい児の報告もあり、こうした受入れ体制の整備を進めることにより不就学障がい児の就学を促す効果も期待できる。また、全生徒数は 665 名の同区内最大の学校であり、区内の行事の際には同区内の他校

	からも教員や生徒が集まることから、生徒の利便性向上に加え、バリアフリー設備への理解を促す面において他校への波及効果も見込まれる。さらに、井戸および公衆トイレを整備する村においては、住民の衛生環境に関する知識の向上を目的に衛生啓発活動も行い、整備した設備が生活環境の改善に有効活用されることを目指す。 なお、事前調査ではどの村でどのインフラ整備を実施するかについて合意を得ており、実施においては村長や住民が参加する調整会議を開催し、公衆トイレの設置場所や各インフラ設備の整備手順、土地の利用などについて周辺地域住民の十分な理解を得たうえで実施する。 ① 古い木材で囲っただけなどの安全性に問題のある計 4 基の井戸について、利用者のためのアクセスの向上および利用時の危険性軽減のため、井戸の壁や周辺地面、および主要路から井戸までの経路の整備を行う。 ② 設備が不十分な公衆トイレ計 2 箇所を建て替え、障がい者も安全に使えるよう、補助いすや手すりを設置する。 ③ 対象地区の学校において、入り口および校舎とトイレをつなぐ区間の敷地をバリアフリー化する。 ④ 整備するインフラについては、各区および村の責任者を含めた維持管理委員会を設置し、同委員および村内で維持管理を担当する住民を対象に、井戸やトイレなどの維持管理方法の研修を行う。
(4) 持続発展性	① 障がい者およびその家族で構成される連絡会を設立することで、事業終了後も定期的に障がい者およびその家族がお互いに必要な情報を得て、共有する体制が整う。また、当事者だけでなく村落開発委員を会員として迎えることで村行政において障がい者が抱える問題が把握される体制をつくる。 ② 供与する補助具については、対象地区およびその周辺にて維持管理可能な器具を選定し、器具の使用および維持管理方法を記したマニュアルを作成したうえで連絡会へその管理を移管するため連絡会に管理責任を持たせることが可能である。 ③ 当会が実施するワークショップやイベントに参加したカレン州やラインブエ地区の行政機関の担当者が障がい者支援のニーズや、支援の具体例について理解を深めることで、その後の支援体制の整備が期待される。 ④ 整備したインフラは、事業実施後は維持管理方法を記したマニュアルと共に各地区の村落開発委員会へ引き渡すことで、継続的に維持管理される体制を整える。 ⑤ インフラ整備により、バリアフリーの具体例が提示されることで村落開発委員や地域住民がその重要性を理解し、その後の各村における開発、インフラ整備が行われる際に参考として、障がい者への配慮という視点が加わることが期待される。また、その効果が整備に携わる村落開発委員により近隣各村へ波及することも見込まれる。 ⑥ リーダー講習会においてアクションプランが策定されることで、事業終了後に各村で取り組むべき活動が明確化され、持続発展性が向上する。
(5) 期待される成果と成果を測る指標	【当事業の裨益者数(1年事業)】 合計裨益者数：約 13,400 名 直接裨益者) 対象地区に住む障がい者 207 名、およびその家族約 1,200 名 啓発活動対象者約 4,000 名 間接裨益者) 対象地区の住民約 12,000 名

【事業により期待される成果】**（ア）障がい者世帯連絡会の設立****【成果】**

各事業村内で障がい者の情報が整理され、ネットワークの基盤が構築されることで、障がい者およびその家族が適切な支援やその情報を受けられるようになる。

【指標】

- ① 連絡会が隔月 1 回実施される。②連絡会を通しておよそ 200 世帯に支援情報が共有される。③連絡会のメンバーとなった障がい者の 80%が「生活がしやすくなった」と回答する。④補助具の使い方と維持管理方法が理解され、使用方法および管理方法のマニュアルが作成される。

【確認方法】

連絡会開催記録、情報共有記録、インタビュー、補助具モニタリング、補助具使用管理マニュアル

（イ）障がいについての啓発活動**【成果】**

障がい当事者および地域住民が障がいや障がい者に関する正しい知識を身につけ、理解を深める。

【指標】

- ① 啓発ワークショップにのべ 7,300 人が参加する。②啓発イベントに計 1,300 人が参加する。③啓発ワークショップおよびイベント後に参加者にインタビュー式アンケート調査を実施し、そのうち 7 割の回答者が質問に正答する。④リーダー講習会においてアクションプランが策定される。

【確認方法】

啓発ワークショップおよびイベントの開催記録および参加者名簿、インタビュー式アンケート、アクションプラン

（ウ）障がい者に配慮したインフラ整備**【成果】**

対象村において障がい者に配慮したインフラ環境が整備され、利用者や地域住民がその利便性や重要性を認識する。

【指標】

- ① 井戸 4 基の修繕、公衆トイレ 2 基の設置、学校 1 校の入り口および校舎とトイレを結ぶ敷地のバリアフリー化が完了する。②インフラ整備後の利用者を対象としたアンケートで「利用率・利用状況」「利便性」「バリアフリーの重要性の理解」に関する質問に対して 70%が改善を示す。③リーダー講習会において、インフラのバリアフリー化を含めたアクションプランが策定される。④対象地区内に設置される維持管理員会が維持管理方法を理解し、マニュアルが作成される。

(様式 1)

	【確認方法】 アンケート、維持管理マニュアル、研修後の質問票、アクションプラン